



街に木枯らしが吹き、北国は豪雪と例年になく寒い年末年始となりました。

現在作成中の景観ガイドライン素案は、昨年2月に行いました「アンケート調査」の回答を分析し皆さまの意思を反映させた内容になっています。また法的な拘束力を持つものではありません。

“緑豊かで調和が取れた景観を持ち、誰もが安心して楽しく暮らせる日本一おしゃれな街……ときわ台”という理念のもと、街を将来的に保全していくためのルールで、長い目で見た街づくりの指針と考えております。

このときわ台の将来を見据えてのガイドライン作りには、地区内の三つの町会の町会長の方々のご支持を頂いている一方、区も都も大変期待をしてくれています。私たち住民も、ガイドライン成立に向けていよいよ正念場を迎えました。

前号 (vol. 15) でお知らせしました景観ガイドライン素案の狭義のガイドライン (都条例が求めている部分) は、常盤台1・2丁目地区を、(a)：地域全体に共通する事項、(b)：地区毎に定める事項、の2層構造とする方向ですとお知らせしましたが、もう一つ(c)ストリートに関して定める事項を加えました。

これはときわ台の特徴の一つである環状の並木道に焦点を当てたルールで、次のようなガイドラインを考えています。

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| ★ 緑地帯の既存の樹木は出来るだけ切らないようにしましょう。 | ★ ときわ台小学校横の駐輪スペースを撤廃しましょう。 |
| ★ 沿道の住宅の塀・柵などは出来るだけ生垣にしましょう。 | ★ 散歩が安心して楽しめるように、歩行者優先化を実現しましょう。 |
| ★ 花や実、匂いなど特徴のある高木を植えましょう | |

そして今回は、広義のガイドラインについてお知らせいたします。

■広義のガイドラインは、“公共の領域”や“日常生活上の諸問題”などを対象とし、都条例が求めているガイドラインと、内容面で必ずしも一致する部分ではありません。“マナー”といった私たちの生活レベルを問うような部分まで含みますが、街並みや景観だけでなく、「街づくり」の重要な本質の一つでもあります。昨年2月のアンケート調査の結果においても皆さまの要望・関心が非常に高かった部分です。従って準備協議会も十分な時間をかけて検討してきましたが、具体的な素案の作成はむしろせずに(理由は後述します)、検討すべき事柄の提案に留めたいと考えています。具体的には次の通りです。

■広義のガイドラインとして検討すべき事柄

- ① 放置自転車を無くすための対策 → 有効な撤去・取り締まり策立案、公共駐輪場の整備、自転車の有効利用システム立案

- ②主に駅前看板・サインの問題 ⇒看板類の規制や美観に繋がるサイン類のデザイン処理方法立案
- ③街路樹など公共の緑の減少対策 ⇒景観ガイドラインにふさわしい緑（自然環境）の必要性と在り方およびメンテナンスについて立案
- ④電線・電柱の問題 ⇒電柱撤去と電線の地中化推進策立案
- ⑤商店街の活性化や特定業種の問題 ⇒商店街の活性化策や特定業種に対する出店規制策立案
- ⑥防犯や防災の問題 ⇒犯罪や災害に強い街づくり推進策立案
- ⑦生活マナー等に関する問題 ⇒公共の場所でのマナー向上推進策立案
- ⑧交通対策の問題 ⇒通行規制など交通体系の見直しや、歩道の整備、効果的な違反取り締まりなど、安全化に向けての対策立案
- ⑨人に優しい公共領域づくりの推進 ⇒公共領域のバリアフリー化（ユニバーサルデザインの街づくり）などの推進策立案

以上のような諸問題を解決するには、ガイドラインの作成だけでは充分とは言えず、また内容面でも、私たちの日常生活の在り様にまで踏み込まざるを得ない場合がある、非常に重いテーマです。したがって、もう少し時間を掛け、例えば「放置自転車対策研究会」「公共領域管理対策研究会」「防犯・防災対策研究会」などの各研究会を設け、住民、町会、商店会、行政が一体となって検討・討議して立案していく方がよいのではと考えています。その場合、準備協議会としましては、まず具対策立案に向けての道筋を作ることが重要ではないかと考え、その企画作成に取り組んでいます。まとも次第、“しゃれ街ニュース”にてお知らせします。

いずれにしましてもこれらの事柄の対策は、“街づくり”と言う視点から見て、避けては通れないテーマではないかと思っています。しかも、大変重要な内容を伴います。したがって私たち全住民が知恵と情熱を傾け、充分な民意を反映したものに作り上げていく必要があるのではないのでしょうか。そのような意味において、今後さらに皆さま方のご協力と頑張りに期待したいと思っております。

ガイドライン作り雑感

当準備協議会では住民の皆様へのアンケート調査の結果を分析し、都条例が求めている「景観ガイドライン」の素案を10ヶ月近くかけてまとめました。その過程で皆様の街づくりの具体像を実現させるためには街づくりに対する理念と、いわゆる「広義のガイドライン」と呼んでいる部分が必要と考え、それらを加えました。本来はこの具体像が街づくりの目的なのかも知れません。

この問題点を掘り下げていくと、「街づくり」は住民が中心にいて、その住民が望む街構想があって、それに必要な広場や道路や場所が考えられ、そして初めてそれらを実現していくためのガイドラインが必要になってくるのではないかと考えております。又、これらを受けて立つ行政のあり方も、個人所有の住宅と土地を扱う部署、公共部門である道路・広場を扱う部署、住民の安全警護を扱う部署、放置自転車等を扱う部署等の縦割り行政を廃し、「街づくり部」を創設して、目的に添った人材を配して事にあたる方が、総合的に考えられ、実現するスピードも数段早くなると考えるのは私だけであろうか・・・＜某委員のつぶやき＞

■配布もれのある方、御意見のある方は、編集委員野崎 (tel:3558-2849 fax:3558-2945) までお問い合わせ下さい。

ホームページ : http://www.geocities.jp/sharemachi/ メールアドレス : sharemachi@hotmail.com
